

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収について

令和8年1月
国 稅 庁

政治活動のために雇用する秘書や事務所職員の給与などを支払う場合には、その支払の際に所定の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して納付していただいているところですが、改めて、源泉徴収について特に注意すべき点をお知らせいたします。

なお、源泉徴収に関する疑問や書類のお求めは、税務署の源泉所得税を担当する部門か、国税局又は国税庁の法人課税課の源泉所得税を担当する係にご照会ください。

- (注) 1 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得のうち所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額）を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付することとされています。
- 2 この「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収について」は、令和7年11月1日現在の所得税関係法令の規定に基づいて作成しています。

- 1 秘書や事務所職員、家事使用人やその他の臨時に雇い入れる人に支払う給与については、「源泉徴収税額表」に基づいて計算した所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行う必要があります。

政治活動のために雇用する秘書や事務所職員に支払う給与のほか、家事のための使用者、政見発表会や国会報告会、選挙などの際に臨時に雇用する人に支払う給与についても、所定の「源泉徴収税額表」に基づいて計算した所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行う必要があります。

しかし、家事使用人以外に給与の支払がなく、また、その家事使用人が常時2人以下のときは、その家事使用人に支払う給与については、源泉徴収を行う必要はありません。

なお、給与の支払者は、新たに給与の支払事務を取り扱う事務所等を設けた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています。

- (注) 「令和8年分 源泉徴収税額表」の各欄の税額は、所得税及び復興特別所得税の合計額となっています。

- 2 通常の給与のほか、活動費や交際費などの名目で支払うものについても、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の対象となる場合があります。

源泉徴収の対象となる給与には、通常の給与のほか、活動費、調査費、交際費、旅費などの名目で支払うものであっても、一定期間ごとに定額で支払い、その精算を行わない渡切りの費用のように、その使用事績の明らかでないものも含まれますので、これらのものについても給与所得として源泉徴収の対象となります。

3 給与の源泉徴収には、次のような税額表や申告書などが必要です。
これらの書類がお手もとにはない場合には、お申し出くださいとお送りします。

- (1) 源泉徴収税額表
- (2) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- (3) 源泉徴収簿
- (4) 納付書（兼所得税徴収高計算書）

(注) (1)～(3)の書類は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にも掲載しています。

4 給与のほか、例えば次に掲げるような報酬・料金を支払う場合には、所定の税率によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行う必要があります。

- (1) 原稿料や講演料など
- (2) 弁護士や税理士、公認会計士、司法書士、弁理士、建築士、企業診断員などに支払う報酬・料金
- (3) 芸能人などに支払う報酬・料金

5 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、給与や報酬などを支払った月の翌月10日までに納付するのが原則ですが、税務署長の承認を受けると、年2回の納期にまとめて納付することもできます。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、給与や報酬などを支払った月の翌月10日までに納付することとされています。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満の場合、給与や税理士報酬など特定の報酬・料金から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して所轄税務署長の承認を受けることにより、次のように年2回の納期にまとめて納付することもできます。

| 区分 | | 納期限 |
|----|---------------------------------|---------|
| ① | 1月から6月までの間に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税 | 7月10日 |
| ② | 7月から12月までの間に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税 | 翌年1月20日 |

◎ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、税に関する様々な情報を提供しています。